

規程及び実施要領の改定について

◆ 都道府県建設業協会が実施する事業に対する一般助成金規程(令和8年4月1日施行)

1. 掛金収納額区分より有利であるため、会員加入率区分の助成基準が適用されて一般助成金が支払われる会員加入率 80%以上の協会にあっては、会員加入率が 80%を 5%上回る毎に 100 万円ずつ加算して当面の間支払うこととし、令和 8 年 6 月支払分から実施します。

◆ R7.4.1施行以前

掛金収納額区分	会員加入率区分	一般助成金額
① 1.8 億円以上	① 95%以上	15,000,000
② 1.65 億円以上		14,000,000
③ 1.5 億円以上	② 90%以上	13,000,000
④ 1.35 億円以上		12,000,000
⑤ 1.2 億円以上	③ 85%以上	11,000,000
⑥ 1.1 億円以上		10,000,000
⑦ 1.0 億円以上	④ 80%以上	9,000,000
⑧ 0.85 億円以上	⑤ 75%以上	8,000,000
⑨ 0.7 億円以上	⑥ 70%以上	7,000,000
	⑦ 65%以上	6,000,000
⑩ 0.6 億円以上	⑧ 60%以上	5,000,000
	⑨ 55%以上	4,500,000
⑪ 0.5 億円以上	⑩ 50%以上	4,000,000
	⑪ 45%以上	3,500,000
⑫ 0.4 億円以上	⑫ 40%以上	3,000,000
⑬ 0.35 億円以上	⑬ 35%以上	2,000,000
⑭ 0.3 億円以上	⑭ 30%以上	1,000,000
⑮ 0.15 億円以上		500,000
⑯ 0.08 億円以上		300,000

◆ 現行(R7.4.1施行)

掛金収納額区分	会員加入率区分	一般助成金額
① 1.8 億円以上		15,000,000
② 1.65 億円以上		14,000,000
③ 1.5 億円以上		13,000,000
④ 1.35 億円以上	① 95%以上	12,000,000
⑤ 1.2 億円以上	② 90%以上	11,000,000
⑥ 1.1 億円以上	③ 85%以上	10,000,000
⑦ 1.0 億円以上	④ 80%以上	9,000,000
⑧ 0.85 億円以上	⑤ 75%以上	8,000,000
⑨ 0.7 億円以上	⑥ 70%以上	7,000,000
	⑦ 65%以上	6,000,000
⑩ 0.6 億円以上	⑧ 60%以上	5,000,000
	⑨ 55%以上	4,500,000
⑪ 0.5 億円以上	⑩ 50%以上	4,000,000
	⑪ 45%以上	3,500,000
⑫ 0.4 億円以上	⑫ 40%以上	3,000,000
⑬ 0.35 億円以上	⑬ 35%以上	2,000,000
⑭ 0.3 億円以上	⑭ 30%以上	1,000,000
⑮ 0.15 億円以上		500,000
⑯ 0.08 億円以上		300,000

◆ 一般助成金の見直し(R8.4.1施行)

掛金収納額区分	会員加入率区分	一般助成金額	
① 1.8 億円以上		15,000,000	
② 1.65 億円以上		14,000,000	
③ 1.5 億円以上		13,000,000	
④ 1.35 億円以上	① 95%以上	12,000,000	+300万円
⑤ 1.2 億円以上	② 90%以上	11,000,000	+200万円
⑥ 1.1 億円以上	③ 85%以上	10,000,000	+100万円
⑦ 1.0 億円以上	④ 80%以上	9,000,000	
⑧ 0.85 億円以上	⑤ 75%以上	8,000,000	
⑨ 0.7 億円以上	⑥ 70%以上	7,000,000	
	⑦ 65%以上	6,000,000	
⑩ 0.6 億円以上	⑧ 60%以上	5,000,000	
	⑨ 55%以上	4,500,000	
⑪ 0.5 億円以上	⑩ 50%以上	4,000,000	
	⑪ 45%以上	3,500,000	
⑫ 0.4 億円以上	⑫ 40%以上	3,000,000	
⑬ 0.35 億円以上	⑬ 35%以上	2,000,000	
⑭ 0.3 億円以上	⑭ 30%以上	1,000,000	
⑮ 0.15 億円以上		500,000	
⑯ 0.08 億円以上		300,000	

※掛金収納額区分と会員加入率区分のいずれか有利な区分の一般助成金額を適用します。

なお、会員加入率を助成基準として一般助成金が支払われている会員加入率 80%以上の協会(前年 12 月末日現在の協会会員の保険金区分の平均額が全国平均を下回る場合を除く)にあっては、会員加入率が 80%を 5%単位で上回る毎に当面の間 100 万円ずつ加算して支払います。

(備考)

会員加入率 80%以上の協会は秋田、岩手、鹿児島など現在 8 協会ありますが、そのうち会員加入率による要件で一般助成金が支払われている協会は 5 協会(90%以上が山梨と鳥取、85%以上が青森と愛媛、80%以上が徳島)あります。

【改正理由等】

負担と給付の不均衡を是正するため、令和 7 年 4 月 1 日を施行日とする改正を行ったところですが、加入促進の目標である会員加入率が全国最高水準の 80%以上に達しているにもかかわらず、一般助成金が減額されてしまうことは、建設業協会会員の当制度に対する信頼関係を損ないかねず、モラルの低下や協会の財政状況への影響を憂慮する切実な声があります。

一般助成を昨年改正した当時の掛金収入は2年連続して減収でしたが、令和7年度は相当額の増収に転じる見込みであることに加え、来年度からは制度改正時には予定になかった保険金区分の最高額の引上げ(6,000万円・7,000万円区分の新設)が実施されます。また、無事故割引率改定の5年間の経過措置期間が令和8年9月末で終了することなど、令和8年度以降も掛金収入の増収が継続することが見込まれており、掛金収入40億円も視野に入る拡大基調にある趨勢を踏まえて、一般助成の収支状況を勘案しつつ当面の間特別加算措置を講ずるものとします。

ただし、負担と給付の著しい不均衡に鑑み、前年12月末日現在の協会会員の保険金区分の平均額が全国平均を下回る場合は加算しないこととします。

なお、上記以外の協会と同様の措置を望むことも考えられますが、一般助成の会計に余裕がないことには変わりはないので、新規加入と保険金区分の増額の件数を基調とした「1,000万円プラス運動」の50万円を活用していただくか、会員加入率80%以上を目指していただきたいと考えております。

2. 令和4年12月末日を基準として、会員加入率が40%未満の協会(注1)傘下の支部(実質的に支部のない協会(注2)は、県庁がある政令指定都市に所在する会員の総数を一支部の会員数とみなす)、並びに会員加入率が40%未満で会員数が概ね50以上の支部(注3)にあつては、「会員加入率が30%増加」の要件を「会員加入率が15%増加」に改め、かつ、「会員加入数が令和4年12月末日現在の会員数の2分の1を下限として」会員加入率が50%以上に達した場合、要件を維持する限り継続的に30万円を当該支部に対して助成することとします。令和8年6月支払分から実施します。

(注1) 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、福岡の14都道府県(132支部)が対象となっています。

(注2) 支部を持たない協会として、この場合、愛知と広島を想定しています。

(注3) 仙台、宇都宮、新潟、金沢、武生、長野、伊那、飯田、大津、湖南、東近江、甲賀(49)、京都、北和、五條、浜田、大分、中津の18支部を想定しています。

【改正理由等】

低加入率協会傘下の支部の加入促進の対策として令和7年度から実施していますが、会員加入率30%以上増加とする条件の達成は極めて難しいと見られますので、15%に引き下げることとし、併せて支部の会員数が減少していくことが予想されることから、会員加入率50%以上の要件に会員加入数が令和4年12月末日現在の会員数の2分の1を下限とする基準を加えることとします。

なお、一般助成の見直し時に2年間続いていた掛金収入の減収から令和7年度以降は相当額の増収に転じる見込みであることも今回の見直しの背景にあります。

◆ 特別助成事業実施要領案・教育訓練施設等の新設又は改修等の事業に対する助成規程案及び同実施要領(令和8年4月1日施行)

1. 申請時に会員加入率が70%以上で、申請時の会員加入数が令和4年12月末日の会員加入数を上回っている協会にあっては、協会本部に係る前回申請時からの経過年数を「8年」から「5年」に改めることとします。令和8年度の事業実施分から適用します。※全体像は次頁表のとおりです。

【改正理由等】

令和4年4月1日から、前回申請時からの経過年数をそれまでの5年から8年に改正したことで、一般助成をはじめとする他会計への応援に特別助成の会計の運用益の一部を回すことが出来、財政的効果は大きいものがありました。ゼロ金利が解除され資産運用の環境も少しずつ改善に向かいつつあり、掛金収入も2年続いた減収から令和7年度以降は相当額の増収に転じることが見込まれる一方で、自然災害が多発する中で経年劣化していく協会本部の建設会館の改修を8年間放置してられない状況も見られることから、会員加入率70%以上とすることを前提に申請時の会員加入数が令和4年12月末日の会員加入数を上回っている協会については、前回申請時からの経過年数を5年に改めることとします。

なお、特別助成の申請は実施年度の前年度3月末日までとしていますが、当団が特段の事情があると認める場合には、実施年度の8月末日まで延長して申請を受け付けることとし、毎年度の予算の範囲内で極力助成を行うこととしたいと考えております。

2. 都道府県建設業協会および同協会傘下の支部に対する新たな助成基準を設定することとします。令和8年度の事業実施分から適用します。※全体像は次頁表のとおりです。

【改正理由等】

特別助成は、協会本部の場合は会員加入率50%以上、支部の場合は80%以上としているため、相当以前に例外的に容認された事例を除けば、低加入率協会への特別助成、特に会員加入率30%未満の協会については、その傘下の支部を含めて近年皆無といった状況にあります。一方で、これまで会員加入率を高めてきた協会本部、支部のパターンをみると、特別助成を梃子としてきた協会本部、支部が殆どであり、平成26年度の会員加入率2.6%から令和7年度には60%まで急伸して令和元年度から6年途切れることなく、本部および支部の特別助成を受けた長野建協がその典型で、現在は廃止され経過措置のみの運用になってはいますが、「会員加入率50%以上かつ会長、副会長、支部長の所属する会社が全社加入し、協会全役員が所属する会社の80%以上が加入している」要件の設定があったため、長野建協の一連の加入促進に繋がった経緯があり、こうした事例はごく稀なケースにとどまっています。

このため、会員加入率が30%に満たない低加入率協会の協会本部と傘下支部に対して、本部は50%以上、支部は80%以上とする一足飛びに達成困難な要件を求めのではなく、老朽化した会館を所有している実情も考慮して、緩和した要件を設定して特別助成の支援の手を差し伸べることによりニーズに応えていきたいと考えております。併せて、支部は前述した一般助成の30万円の特例受給要件に近づくことも十分考えられます。

なお、特別助成の申請は事業実施年度の前年度3月末日までとしていますが、当団が特段の事情があると認める場合には、実施年度の8月末日まで延長して申請を受け付けることとし、毎年度の予算の範囲内で極力助成を行うこととしたいと考えております。

【表】

助成対象	改定前後	会員加入率の基準	最大助成金額	前回からの経過年数		
新設 (2/3 助成)	協会	改定前	75%以上	5,000万円	8年	
			65%以上75%未満	4,500万円		
			50%以上65%未満	4,000万円		
		改定後	75%以上	5,000万円	8年	
			65%以上75%未満	4,500万円		
			50%以上65%未満	4,000万円		
			令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、40%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の90%かつ協会全役員(注)の所属する会社の70%以上	3,600万円		★申請時の会員加入率が70%以上で、令和4年12月末日の会員加入数を上回っている場合 … 5年
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、30%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の80%かつ協会全役員(注)の所属する会社の60%以上	3,200万円			
		支部	改定前	90%以上	2,000万円	
	80%以上90%未満			1,600万円		
	改定後		90%以上	2,000万円	8年	
			80%以上90%未満	1,600万円		
			令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会傘下の支部(愛知にあっては地区協会を支部相当とみなす)において、会員加入率が基準日の会員加入率を10%以上高め50%以上に達している場合、次のとおりとする。			
		70%以上80%未満	1,500万円			
60%以上70%未満	1,400万円					
50%以上60%未満	1,300万円					
改修 (1/2 助成)	協会	改定前	75%以上	3,000万円	8年	
			65%以上75%未満	2,700万円		
			50%以上65%未満	2,400万円		
		改定後	75%以上	3,000万円	8年	
			65%以上75%未満	2,700万円		
			50%以上65%未満	2,400万円		
			令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、40%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の90%かつ協会全役員(注)の所属する会社の70%以上	2,200万円		★申請時の会員加入率が70%以上で、令和4年12月末日の会員加入数を上回っている場合 … 5年
		令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会を対象として、30%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の80%かつ協会全役員(注)の所属する会社の60%以上	2,000万円			
		支部	改定前	90%以上	1,200万円	
	80%以上90%未満			1,000万円		
	改定後		90%以上	1,200万円	8年	
			80%以上90%未満	1,000万円		
			令和4年12月31日(基準日)現在での会員加入率が30%未満の協会傘下の支部(愛知にあっては地区協会を支部相当とみなす)において、会員加入率が基準日の会員加入率を10%以上高め50%以上に達している場合、次のとおりとする。			
		70%以上80%未満	900万円			
60%以上70%未満	800万円					
50%以上60%未満	700万円					

建設共済保険制度に係る広報活動実施要領（令和8年4月1日施行）

次の実施要領の一部改定を実施いたしたく、ご審議願います。

なお、令和7年11月18日開催及び令和8年1月16日（書面手続き）の運営専門委員会において審議の結果了承されております。

1. 重点地区の変更に伴う広報活動支弁額の変更について

令和7年10月から策定した建設共済保険制度の加入促進戦略（令和7年度版）における重点地区の変更に伴い、該当県の令和8年度広報支弁額を変更いたします。

・重点地区：栃木・新潟・石川・兵庫・広島 → 岐阜・長崎

・広報支弁額：岐阜・長崎 → 300万円
新潟・広島 → 270万円

【改定理由】

岐阜：令和7年度の加入促進戦略において、全12地区協会のうち6地区協会をターゲット支部に選定していることから、今後の加入件数および掛金収入の増加が期待できるため。

長崎：協会長企業の加入を契機とし、役員企業の加入が増えれば更なる掛金収入の増加が見込めるため。

（理事等加入 11/18 61.1%）

【過去の重点地区】

・令和元年度：新潟・石川・大阪・和歌山・広島

・令和2年度～令和6年度
：栃木・新潟・石川・兵庫・広島

2. 広報活動支弁額の上限枠の追加について

都道府県建設業協会が実施する「当団が別途定める企画に応じて行う広報」に対して、年間 30 万円分を上限として支払います。

企画の内容

1. 10 分程度を目安とした動画を制作すること
2. 建設業に実際に携わっている方々に登場していただくこと（参考例：高知建協「現場の力飯」、島根県庁「島根県で、建設業で働く（ベトナム人技能者）」）
3. 中学・高校・大学生等を念頭に置いて、若者に建設業の新 4K、特に「希望」が持てて「カッコいい」とアピールできるような内容を発信するよう努めること
4. 当団制作の動画を参考にして当団の PR を必ず入れること
5. 当該動画は協会の会員、学校、当団が自由に活用できるものであること

【改定理由】

建設業界における喫緊の課題である「担い手確保・育成」を目的として、建設業の魅力に繋がる地域ごとの情報発信に対するさらなる支援を行うため、当団が別途定める企画に応じた広報活動に対して、支弁額を年間 30 万円拡大するものです。

各協会と建設共済保険制度とのタイアップによる広報活動に対する支弁は、平成 27 年度より開始しました。近年は YouTube 等を活用した動画による広報活動が増加傾向にあり、広報活動表彰においても、令和 5 年度（東京）、令和 6 年度（長崎）は動画による広報活動が最優秀賞に選ばれていることから、動画媒体を活用した情報発信に対する支援の拡充がさらなる「担い手確保・育成」に貢献できるものと考えております。

引き続き、広報活動は建設共済保険の加入促進戦略と一体のものとして全建並びに都道府県建設業協会にご協力をいただきながら総力を結集して、契約者割戻金制度の周知徹底を図るとともに、保険金区分 6,000 万円・7,000 万円の新設に伴う保険金区分の増額と未加入会員を含めた「まずは 1,000 万円、さらに 1,000 万円、もうひとつ 1,000 万円運動」を展開し、出来るだけ早い時期に掛金収入 40 億円の達成を目指す所存です。

以 上